

## 利用一時中止・利用形態変更の届け出について

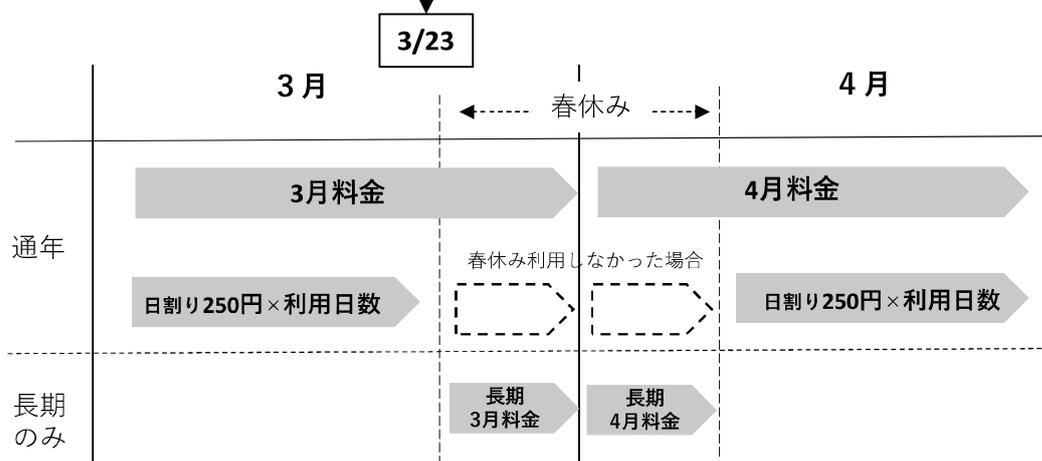
利用の一時中止（退会）や、通年⇔長期のみの変更等は  
利用月の **前月23日** までに届け出を行ってください

（休日の場合はその前の開設日）

それ以降になると、利用がなくても **料金が発生** します。

### ■ 利用料金について

4月の利用を一時中止する（春休み4月使わない）場合は、  
前月の3/23までに届け出を行ってください



時間外利用（17：30以降）があった場合、1日につき100円を加算

※時間外利用を希望される場合は、申請書を提出してください

（利用日が属する年度の市民税について）非課税世帯等になった場合は、申請をすることで利用料が減額されます。

※申請はこども未来課まで

### ■ 届け出について

提出先：ご利用の各クラブまたは社会福祉協議会窓口

「利用（一時）中止届」「登録変更届」は、各クラブや社会福祉協議会窓口で配布、  
社会福祉協議会のHPからもダウンロードできます。

※ご利用者様で期日を忘れずにお手続きをお願いします。（各クラブでは責任を負いません）

問  
合  
せ

#### 【料金について】

こども未来課

☎0537-85-1120

#### 【申請等について】

社会福祉協議会

☎0548-63-5294

<窓口>

ふれあい福祉センターなごみ

白羽5402-10 月～金 8：15～17：00

浜岡福祉会館

池新田1359-1 火～土 8：15～17：00